

(公印省略)

介護第0331005号

令和2年3月31日

各地域密着型サービス事業所管理者 殿

宇佐市介護保険課長

運営推進会議の開催義務の免除及び代替措置について(通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月2日付け介護第0302003号通知にて、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議の定期的な開催について、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、当分の間(本年3月末を目途)、運営推進会議を延期または中止した場合であっても、宇佐市指定事業所においては運営基準違反とはならない取り扱いとする旨通知しましたが、本取り扱いを4月12日まで継続します。

また、それ以降については、3月28日に国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、換気の悪い密閉空間で、多くの人が集う密集場所、近距离で会話する密接場面といういわゆる3密(密閉・密集・密接)が重なる場を徹底的に回避する対策を講じた上で、開催が困難と判断された場合については、会議を開催する代わりに、議事を出席予定者に送付し、意見を求め集約し、その結果を市へ報告することで、会議が開催されたものとみなします。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、「外部評価の実施回数緩和」を受けられるための要件の一つが、「運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること」とされています。本通知による取り扱いにより、延期または中止したことにより、過去1年間に6回以上の開催ができなかった場合には、当該要件を満たせなくなりますので、ご注意ください。

担当:介護給付係 山崎

電話:0978-27-8149(直通)